

団体・活動紹介

アスカ

広瀬 昌仁

今春、生涯学習塾を卒業し、継続して社交ダンスを習いたいという希望で3月より文化協会に加入させていただきました「アスカ」です。

新しい仲間と共に和気あいあいとした雰囲気、火曜日の19時から21時まで函南町文化センター多目的ホールで、小川道代先生のわかりやすい指導のもと、基礎から練習を行っています。

社交ダンスは、エチケットやマナーを守る事により、社会生活における人間同士の付き合い方のルール（その基本は思いやりだと思えますが）など人間性の真実を見直す柔軟な脳の働きが求められるので、認知症予防に非常に役立つと見られます。

し、不快感を相手に感じさせない為の気配りが原点だと思えます。いつも善意を持って、まわりの人たちに対する思いやりを忘れないようにしたいものです。

社交ダンスは、日頃使っていない体の運動不足の解消や、色々な曲に合わせて体を動かすことで脳の活性化にもなります。また、屋根の下で行うスポーツなので天候に左右されることもなく、年間を通じて楽しむことができます。

ダンスを通じて、より多くの友達作りと楽しいグループ作りをしたいと思っています。

この機会にあなたもぜひ参加してみませんか。見学自由です。一同お待ちしております。

問合せ先/小川道代 (090-5619-6261)

文芸散歩

「ヤマガラの雛」

長末 恭輔

机の脇の網戸をこするようにはバタバタと何かが落ちてきた。なんだろうと覗いて見たら一羽のヤマガラだった。足元の網戸の端に逆さにぶら下がったまま動く気配がない。どうしたことだろうと眺めていたら、もう一羽が飛んできて探している。

いつもエゴノキの実をついついているあのヤマガラだ。しばらく見ていると、逆さにぶら下がったまま頭を持ち上げて、下からこちらを見上げていた。なんだ生きていたのかと目が合った途端、飛び上がったペランダの手すりに留まり、傍の木の枝へ飛び移っていった。

巣立ったばかりで未だよく飛べない雛だったようだ。昨夜の嵐で巣から吹き飛ばされてしまったのだろうか。ひよっとしたら雛はまだ他にもいるかもしれない、と付近を探してみたがその姿はなかった。

夕方、道路脇のサツキの植え込みの周りを、数羽のヤマガラがじゃれあいながら飛び回っている、きつと親子なのだろう。

昔、緑日でおみくじを引いていた人懐っこい鳥だが、今は自由の空を楽しんでいた。

(函南文芸の会)

お知らせ

説明会に出席してください



平成 28 年度町内体育施設 利用認定団体・登録団体説明会

問合せ先/生涯学習課 (979-1733)

町内の体育施設を利用するには、説明会に出席し、利用団体としての認定・登録が必要です。希望する団体は申請書を提出してください。

○認定団体

対象/町内に在住または在勤者で構成されている団体（未成年者のみの団体は対象外）で定期的に活動していて用具がそろっている

使用可能施設/町内全ての体育施設

○登録団体

対象/6割以上が町内に在住または在勤者で構成されている団体（未成年者のみの団体は対象外）で定期的に活動していて用具がそろっている

使用可能施設/学校体育施設以外の町内体育施設

○説明会日時

平成 28 年 2 月 9 日 (火) 19 時～

○説明会場所

函南町文化センター 多目的ホール

○認定・登録期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

○申込み

平成 28 年 1 月 20 日 (水) までに申請書に記入のうえ、構成員名簿を添えて生涯学習課へお申し込みください。申請書は窓口にあります。

○注意事項

各団体必ず 1 人以上出席してください。説明会に欠席した場合は、認定・登録はできませんのでご注意ください。

お知らせ

届け出をお願いします



家屋を取り壊したら 届け出してください

問合せ先/税務課 (979-8108)

平成 27 年 1 月 2 日～平成 28 年 1 月 1 日までの間に家屋を取り壊した場合には、平成 28 年 2 月 1 日までに税務課資産税係へ「家屋滅失届」を提出してください。

なお、登記されている家屋で平成 28 年 1 月 1 日までに滅失登記がお済みの場合は、税務課への届け出は不要です。

※滅失登記とは、家屋を取り壊したときに登記内容を全部除去するための登記です。

○持ち物・その他

家屋滅失届、所有者の印鑑、家屋を取り壊したことのわかる書類（解体証明書や取り壊したときの領収書）※家屋滅失届はホームページから入手できます。郵送を希望される人はご連絡ください。

お知らせ

個人番号カード受け取り手順



マイナンバー 「個人番号カード」の申請者へ

問合せ先/住民課 (979-8110)

○受け取り手順

カードの準備が整うと、平成 28 年 1 月以降に住民課より交付日時、持ち物などを記載した交付通知書を送付します。



通知書に記載してある必要な持ち物を用意し、期限までに必ず本人が住民課へお越しください。
※ 15 歳未満の人は親権者、成年被後見人は成年後見人が同行



窓口で本人確認のうえ、暗証番号を設定していただくことカードをお渡しできます。

○注意事項

「個人番号カード」の発行を希望される人は、マイナンバーをお知らせする「通知カード」に同封された案内を確認のうえ、申請してください。